

イビデングループ グリーン調達ガイドライン

(第6版)



2017年10月1日

IBIDEN イビデン株式会社

〔目次〕

1. はじめに	• • P1
2. イビデングループの環境方針	• • P2
3. 目的	• • P3
4. 用語の定義	• • P3
5. 対象となる調達品目	• • P4
6. イビデングループの環境管理物質	• • P4
7. お取引先さまへのお願い事項	• • P5
8. お取引先さまにご提出いただく書類	• • P8
1) お取引先さま調査票〔様式1〕	
2) 含有化学物質 管理証明書〔様式2〕	
3) chemSHERPA-CI、chemSHERPA-AI	
4) SDS (安全データシート)	
5) 該非判定書	
6) 精密濃度分析結果	
9. 記載事項に変更がある場合	• • P9

[1]はじめに

イビデングループは、企業理念である「イビデンウェイ」を制定し、人と地球環境を大切に、顧客とともに新しい価値を創造する、そして、社会の持続的な発展に貢献することに、全グループ社員が、心を一つにして取り組んでいます。共有すべき価値観の一つ「地球環境との共存」のもと、すべての事業プロセスにおいて、環境配慮に取り組んでいます。

当社は「資源循環型社会」に貢献したいと考えています。原材料、部品から事務用品まで、すべての物品について、グリーン調達をお取引先さまとともに推進し、環境影響を総合的に評価する取り組みを進めています。

グリーン調達は、お取引先さまから、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達し、当社が生み出す製品の環境負荷低減を図ることを目的とします。法的に規制されている有害物質の使用を禁止し、環境負荷・リスク低減を考慮した事業活動を進めるには、サプライチェーン全体にわたる活動が必要不可欠であり、お取引先さまの協力なしでは進めることができません。

このたび、環境面における当社の調達方針を明確にし、より環境負荷の少ない資材を調達することを目的に「グリーン調達ガイドライン」を作成致しました。お取引先のみなさまには、環境負荷の少ない、持続的な社会の構築に向けて、グリーン調達に対するご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

2017年10月1日
イビデン株式会社
グローバル購買部
環境安全衛生部

[2]イビデングループの環境方針

基本方針

私たちは、「イビデンウェイ」に基づき、全員参加で環境負荷を低減する活動を行い事業活動において発生する地球環境への影響を緩和し、次の世代へと受け継がれていく企業としての役割を果たし、地球環境との共存をめざします。

環境方針

1. 企業活動のすべてのプロセスにおいて、環境への負荷低減を考慮することで地球環境の保全に貢献します。特に、「水の恵み」を大切にします。
2. 地球温暖化防止のための、クリーンエネルギーの積極的かつ有効な利用と省エネ・省資源に関する環境技術の開発および改善を継続的に推進します。
3. 国内・海外の環境関連法規制等を遵守します。また、自主基準を設定し、環境管理レベルの向上に努めます。
4. 環境マネジメントシステムの運用により、従業員一人ひとりが環境保全活動に取り組み、環境目的および目標に向け、継続的な改善を推進します。
5. 環境カード等により、従業員一人ひとりに環境方針を周知させ、自らが行動できるよう、地球環境保全への意識向上を図ります。
6. この環境方針は一般に公開し、要望があればいつでも入手できるよう、配慮します。また、イビデンホームページ <http://www.ibiden.co.jp/>でも公開します。



[3]目的

近年の化学物質規制に関する国際的潮流は、化学物質が持つリスクに対する予防原則の拡大、およびサプライチェーンによる製品含有化学物質管理という方向へ向かっており、企業による化学物質の自主管理および適切かつ迅速な含有化学物質情報の提供がますます重要になってきています。

これらの情勢を踏まえ、イビデングループでは化学物質を適切に管理し、危険有害性の高い化学物質を自主的に削減していくことで、サプライチェーン全体の環境負荷を低減し、もって地球環境の保護に資することを目的に、グリーン調達を推進しております。

本ガイドラインはイビデングループのグリーン調達に関する基本的考え方とお取引先さまへのお願い事項を明確化することを目的に作成致しました。

お取引先さまにおかれましては、何卒当ガイドラインの趣旨をご理解頂き、イビデングループのグリーン調達活動への積極的なご協力をお願いします。

[4]用語の定義

本ガイドラインにて使用する用語の定義は、次のとおりです。

用語	定義
グリーン調達	製品を製造するにあたり当社およびサプライチェーン全体で発生する環境負荷を低減するために、環境保全に積極的に努めている取引先から環境基準に適合した商品を調達すること。
化学物質	化学元素および化学元素の化合物を意味します。
均質材料	異なる材料へと機械的に解体できない素材を意味します。 ・均質材料の例は、個々のタイプのプラスチック、セラミック、ガラス、金属、めっき、紙、ダンボール、樹脂、コーティング等 ・機械的解体の例は、ねじ外し、切断、破壊、粉碎、研磨等
意図的添加	特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品の形成時に故意に使用することです。
含有	① 意図的添加があること。 または、 ② 原料メーカーからの情報提供や分析等により、含有が既知であること（不純物を含む） を指します。

[5]対象となる調達品目

本ガイドラインの対象となる調達品（資材および外注加工品）は次表のとおりとし、これらの調達品を納入するお取引先さまには本ガイドラインが適用されます。

下記に定められた項目以外の調達品（設備機器、治工具および事務用品など）は本ガイドラインの対象外となりますが、当社の基準により本ガイドラインと同様の管理が必要であると認められる調達品については、お取引先さまにその旨をお知らせした上で本ガイドライン規定の書類を提出頂く場合があります。

品目	定義
機器、部品	当社が販売する製品中に組み込まれる機器や部品 (チップキャパシタ、チップレジスタ、ピン、ネジなど)
直接材料	製造工程で使用される材料で、当社製品中に組み込まれる、または不純物として当社製品中に混入する可能性のある材料 (銅張積層板、メッキ材料、ソルダーレジスト、SiC、グラファイトなど)
間接材料	製造工程で使用される材料で、当社製品には含有されない材料 (洗浄剤、薬液、ドライフィルムなど)
包装材	当社製品を出荷する際に包装に用いるもの (ダンボール、アルミパック、テープ、トレイ、乾燥剤、ラベルなど)

[6]イビデングループの環境管理物質

当社で調達管理を行う化学物質群は次のとおりです。

① 含有禁止物質（付属書 別表1）

国内外の法令等により製品中への使用禁止または制限を受ける化学物質群。イビデングループが調達を行おうとする製品・材料中に別表1で定められる化学物質が意図的に添加されている、若しくは最大許容濃度以上の含有がある場合は、原則調達を行いません。（付属書別表3に記載される除外用途における使用、および当社が仕様書等で特に指定する場合を除く）

② 使用管理物質（付属書 別表2）

有害性の高い化学物質であり、含有量の把握や使用量の削減を行うべき化学物質群。イビデングループが調達を行おうとする製品・材料中に別表2で定められる化学物質が意図的に添加されている、若しくは管理値以上の含有がある場合は、含有量の正確な把握を行うとともに、優先的に削減・代替化等の環境負荷低減を実施していきます。

なお、含有禁止物質（別表1）や使用管理物質（別表2）に記載の無い化学物質であって

も、調達先の法令および顧客要求等により調達が出来ない化学物質がある場合には、そちらを優先します。

[7]お取引先さまへのお願い事項

当社では、グリーン調達を行うにあたってお取引先さまに以下の事項の実施をお願いしています。お願い事項に対するお取引先さまの現状の取組状況については、「[8]お取引先さまにご提出頂く書類」で定める提出書類にて報告して頂きます。

1) お取引先さま（企業）に対するお願い

① 環境管理体制の構築

当社ではお取引先さまに対して、環境負荷を継続的に改善する為の体制を構築し、運用して頂くことをお願いしています。具体的には下記の項目を実施して頂くことをお願いいたします。

- ・ 環境方針が最高経営者により作成され、かつ定期的に見直しを行うこと。
- ・ 環境を管理する組織図があり、各部署の責任および権限を明確にすること。
- ・ 最新の環境関連法規を把握し、順守する仕組みを構築すること。
- ・ 自社の活動において環境に影響を与える可能性のある活動を把握し、影響度の大きい活動に対して環境負荷を低減する活動を実施すること。
- ・ 環境負荷低減活動の進捗を管理し、結果を評価する仕組みを構築すること。
- ・ 環境保全の取組みについて、内部監査を行うこと。
- ・ 工程異常や天災等の緊急時に対応する手順を作成し、定期的に訓練し、訓練結果に基づき手順を見直すこと。
- ・ 公害防止または環境保全に関する教育を全社員に実施すること。

なお上記の項目をより効果的に実行して頂くために、当社ではお取引先さまに対して、環境マネジメントシステムの第三者認証（ISO14001等）の取得を推奨致します。

② 環境保全活動の実施

お取引先さまにおいて、下記の環境保全に関する取り組みを実施して頂きます様お願いいたします。

- ・ 大気、水質、騒音、振動、廃棄物等の公害に関する全ての法規制、および自社で定めた排出基準等を遵守し、不適合があった場合は即座に是正をすること。
- ・ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する活動を実施すること。
- ・ 地球温暖化防止に向けた活動を実施すること。
- ・ 環境保全に関する取り組みを、外部へ積極的に公開すること。
- ・ グリーン調達を実施すること。

③ 製品含有化学物質管理体制の構築

製品に含有される化学物質情報が、サプライチェーン全体を通じて適切かつ確実に伝達されるためには、川上から川下に至る全てのメーカーが製品含有化学物質管理を確実に実施することが不可欠です。当社ではお取引先さまに対して、当社納入品に含有される化学物質を適切に管理する為の体制を構築し、運用して頂くことをお願いしています。具体的には下記の項目を実施して頂くことをお願いします。（以下の内容はアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)の「製品含有化学物質管理ガイドライン」に準拠しています）

- ・ 製品含有化学物質管理に関する会社の方針があり、方針を全社員に周知すること。
- ・ 製品含有化学物質の管理基準、および管理基準が適用される範囲（組織・業務・工程・製品等）が明確にすること。
- ・ 製品含有化学物質管理に関する目標が設定され、活動の進捗管理をすること。
- ・ 目標に向けた活動の結果は経営者等により見直され、次年度の目標に反映させること。
- ・ 製品含有化学物質を管理する為の組織があり、責任と権限が明確にすること。
- ・ 製品を設計・開発する際に購入資材中の含有化学物質を把握し、開発品中の化学物質が管理基準に適合することを確認すること。
- ・ サプライヤーを選定する際、サプライヤーの製品含有化学物質管理の実施状況を確認すること。
- ・ 購入資材の受入時、購入品が自社の化学物質管理基準を満たしていることを定期的に確認すること。
- ・ 工程・外注先でイビデン含有禁止物質・使用管理物質を取扱う場合、イビデンに納入する製品の製造工程で当該物質が誤使用・混入されないような対策を講ずること。
- ・ 生産の一部または全部を外部業者へ委託している場合、委託先の製品含有化学物質管理状況の確認を適切に行うこと。
- ・ 出荷時までの確認項目の中に製品含有化学物質に関する確認項目があり、確認項目が全て実施されたことを確認した後で製品を出荷すること。
- ・ 製品のトレーサビリティを確実に実施すること。
- ・ 製品含有化学物質を変更する場合のルールがあり、変更前に顧客へ確実に情報が提供される仕組みを構築すること。
- ・ 不適合品発生時の対応処置（応急処置、原因究明、再発防止、顧客への連絡等）のルールを定めること。
- ・ 含有化学物質管理について教育・訓練を全社員に実施すること。
- ・ 製品含有化学物質に関するルールを文書化していること。また記録は保管されており、顧客等の要求に応じて含有化学物質情報を適切に提供できる仕組みを構築すること。
- ・ 内部監査等により、製品含有化学物質管理の運用状況を確認しており、確認した結果見つかった不具合は是正すること。

なお上記の項目を実施して頂くに当たっては、アーティクルマネジメント推進協議会

(JAMP)の「製品含有化学物質管理ガイドライン」を参照して頂きます様お願いいたします。

2) 納入品に対するお願い

① イビデン含有禁止物質の非含有及び使用管理物質の含有状況確認

お取引先さまが当社に納入して頂く資材中に、当社で規定する含有禁止物質（附属書別表1）が除外用途における使用を除いて意図的に添加されておらず、または含有していたとしても最大許容濃度未満であること及び使用管理物質（附属書別表2）の含有状況を確認していることを証明頂きます様お願いいたします。

② 製品含有化学物質情報の積極的な開示

納入品中に含有されている化学物質については、物質名・含有率・含有量等の組成情報を当社へ積極的に開示して頂きます様お願いいたします。特に当社含有禁止物質・使用管理物質が調達品中に含有されている場合は、企業秘密の有無、含有濃度の多少に関わらず(最大許容濃度または管理値未満の場合でも)当社まで報告して頂きます様お願いいたします。

③ 納入品へのイビデングループグリーン調達ガイドライン適合性表示のお願い

納入頂く資材の検査成績表等に、当該納入資材中に含有されている化学物質についてイビデングループグリーン調達ガイドラインに適合していることを示すための表示をお願いいたします。

表示例『イビデングリーン調達ガイドラインを遵守しています。』等

[8]お取引先さまにご提出いただく書類

お取引先さまにおかれましては、調達品目の区分に応じて、下記の表に応じて必要な資料を当社依頼部門へ提出頂きます様をお願いします。なお、顧客対応等の理由によりお取引先に対して分析結果等の書類を追加で提出頂く場合があります。

調達品の分類	提出書類	お取引先さま調査票 (様式1)	含有化学物質 管理証明書 (様式2)	chemSHERPA-CI 若しくは chemSHERPA-AI	SDS (安全データ シート)	該非判定書	精密濃度 分析結果
機器、部品				○	-	△	△
直接材料		○	○	○	○	△	△
間接材料				○	○	△	△
包装材				○	-	-	△
提出頻度	①新規取引開始時/弊社依頼時 ②記載事項に変更がある時	①新規調達時/弊社依頼時 (法改正時など) ②記載事項に変更がある時	①新規調達時/弊社依頼時 (法改正時など) ②記載事項に変更がある時	①新規調達時 ②記載事項に変更がある時	①新規調達時 ②記載事項に変更がある時	①新規調達時 ②記載事項に変更がある時	①新規調達時 ②記載事項に変更がある時

○：提出を要する書類 △：当社依頼部門からの要求がある場合提出を要する書類

1) お取引先さま調査票 (様式1)

新規お取引開始時及び弊社依頼時、お取引先さまの現状の環境管理体制の構築状況、環境保全活動の実施状況及び製品含有化学物質管理体制の構築状況を確認させて頂くために、お取引先さま調査票をご提出頂きます。お取引先さま調査票記載の〔記入上の注意〕をご確認の上、ご記入をお願いします。得点率が80%未満の場合は、お取引先さまに対して改善状況の確認をさせて頂きます。またお取引先さまからご提出頂いた書類に基づき、お取引先さまの環境マネジメントシステムの構築状況、環境負荷低減活動、製品含有化学物質管理体制等につき監査を実施させて頂く場合がございます。

2) 含有化学物質 管理証明書 (様式2)

含有化学物質 管理証明書 (様式2) は調達品中に含有禁止物質が最大許容濃度以上含まれていないこと及び使用管理物質の含有状況を確認していることを証明して頂くためにご提出頂きます。

当社の調達品採用方針では、調達品に含有禁止物質が含まれないことが原則になります。(ただし除外用途における使用を除く)

3) chemSHERPA-CI、chemSHERPA-AI

当社では調達品を新規に採用する際、お取引先さまよりchemSHERPA-CIまたはchemSHERPA-AIの提出をお願いしています。chemSHERPA-CI、chemSHERPA-AIはアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)がサプライチェーン同士の含有化学物質の情報交換を容易にするために運営している帳票です。

(chemSHERPA-CIは化学品、chemSHERPA-AIは成形品を対象とした帳票です)

chemSHERPA-CI、chemSHERPA-AIはchemSHERPAのHPからダウンロードして下さい。

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/>

4) 安全データシート (SDS)

調達品を新規に採用する際、お取引先さまより安全データシート(SDS)の提出をお願いしています。

5) 該非判定書

当社では製品および材料を新規に調達する際、お取引先さまより該非判定書の提出をお願いする場合があります。(ただし日本で購入する調達品に限ります)

6) 精密濃度分析結果 (分析機関：公的に認定された専門の分析機関 (ISO/IEC17025認定))

当社からの要求がある場合には、化学物質の精密濃度分析の結果報告をお願いいたします。

[9]記載事項に変更がある場合

納入品の仕様変更等により、お取引先さまから提出頂いた各種書類の記載内容に変更が生じる場合、速やかに当社購買G担当者へご連絡の上、変更となる各種書類(様式1、様式2、該非判定書、SDSおよびchemSHERPA-CI、chemSHERPA-AI、精密濃度分析結果)の再提出をお願いします。当社は、お取引先さまより再度提出頂いた書類が、当社の取引基準を満たすことを再度確認させていただきます。

本ガイドラインに関してご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

本ガイドラインの内容に関するお問合せ

環境安全衛生部 [TEL:0584-89-0802](tel:0584-89-0802) E-mail: green_procurement@ibiden.com

グローバル購買部 [TEL:0584-81-7951](tel:0584-81-7951)